毎週火・金曜日発行



教育委員会規則

目

次

ページ

○秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(一六・ 特別支援教育課)

教育委員会公告

○秋田県立特別支援学校の生徒の募集……………1

教 育 委 員 会 規 則

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布

秋

平成十九年十月十二日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

秋田県教育委員会規則第十六号

秋

第八号)の一部を次のように改正する。 秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

八」に改め、 別表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中 同表秋田県立勝平養護学校の項中 三四 四三 を

二」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中 一」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「五七」を二」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「五四」を を 园园 云 五 三

○」に改める。 ○」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中 三五

秋

教 育 委 員 会 公 告

この規則は、

平成二十年四月一日から施行する

に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集す 平成二十年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科

秋田

るので、 会規則第八号)第九条の規定により、 平成十九年十月十二日 秋田県立特別支援学校学則 (昭和六十年秋田県教育委員 公告する。

高等部及び高等部専攻科の課程 秋田県教育委員会委員長

太 田 宥 子

入学願書の提出期日及び提出先

提出期日 (金) まで 平成二十年一月十五日 (火) から同月二十五日

提出先 各志願先特別支援学校長

入学選考期日及び選考内容 期日 平成二十年三月四日 (火)

 (\Box) (\rightarrow)

内容 各特別支援学校の志願者の実態に応じて面接等を行

募集する学校名、部科名、 学科名及び人員

: 1

三

専高攻等			田県立聾学校	高等		専等	田県立盲学校高等		学校名部科名	
		部	部			科部	部		名	
帽	事 印 段 刷	技術 業	情 印 報 科 刷	技術 業	普通科	理療科	理 保 療 科 健	普通科	学科名	
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	募集人員	
	九 名	九 名	八 名	八 名	八名	九 名	八名	八名	人員	

秋田県立稲川養護学校	秋田県立横手養護学校	秋田県立大曲養護学校	秋田県立ゆり養護学校	秋田県立栗田養護学校	天王みどり学園秋田県立養護学校	秋田県立能代養護学校	秋田県立比内養護学校	秋田県立勝平養護学校
高	高	高	高	高	高	高	高	高
等	等	等	等	等	等	等	等	等
部	部	部	部	部	部	部	部	部
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女
一六名	一六名	二四名	一六名	二四名	一六名	一六名	二四名	一六名

兀 合格者の発表 平成二十年三月十一日

幼稚部の課程

募集学校 秋田県立聾学校

募集人員 男女五名

入学願書の提出期日及び提出先

(金) まで 提出期日 平成二十年一月十五日 (火) から同月二十五日

学校長 提出先 秋田市土崎港北二丁目十七番七十号 秋田県立聾

合格者の発表 就学相談・選考期日 平成二十年三月十一日 平成二十年三月四日 (火 火

五 四

1

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社